

第1章 第9期計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市における2023年9月末現在の65歳以上人口（住民基本台帳）は90,746人、総人口に占める65歳以上の割合（以下、「高齢化率」という。）は23.7%で、介護保険制度が開始された2000年の12.9%から、この20年余りで10.8ポイント上昇しています。

今後の推計では、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年には、高齢化率が30.8%となり、その後も65歳以上人口は増え続け、2050年にはピークを迎え、高齢化率が34.7%になると見込んでいます。

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下、「計画」という。）は、急速な高齢化の進展に伴う介護等の高齢者問題への対策を確実に推進するため、介護保険制度のスタートに合わせ、2000年3月に策定しました。以降、法改正等の動向に対応しつつ、3年ごとに策定を重ねており、2006年3月には、「地域包括支援センターの創設」等を盛り込んだ、「第3期計画（2006-2008）」を策定し、2012年3月には、高齢化のピークを迎える時期を見据えた対応を盛り込み、地域包括ケアの推進に重点を置いた「第5期計画（2012-2014）」を策定しました。そして、2015年度からは、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年を見据え「地域包括ケアシステム」のあるべき姿を描いた「第6期計画（2015-2017）」を策定し、2018年3月に策定した「第7期計画（2018-2020）」からは、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて段階的に取り組んでいくためのロードマップを盛り込むとともに、本計画の推進にあたり、行政だけでなく、市民、事業者等にも広く関わっていただくよう、計画の周知・浸透を図るため、計画の愛称を「吹田健やか年輪プラン」としました。

第9期計画（2024-2026）期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎え、85歳以上人口は急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方で、生産年齢人口が急減することが見込まれています。これらの状況を見据え、第9期計画の基本指針においては、「介護サービス基盤の計画的な整備」「地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組」「地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進」がポイントとして掲げられています。

なお、本年度は、第8次大阪府医療計画（2024-2029）も策定期間となっており、医療・介護の両方を必要とする高齢者を地域で支えるための連携をより一層推進していく必要があります。

これらの動向を踏まえ、第8期計画（2021-2023）の検証及び見直しを行うとともに、高齢者等の生活と健康に関する調査などを踏まえ、「第9期吹田健やか年輪プラン（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」を策定しました。

なお、第9期計画では、65歳以上人口のピークを迎える2050年を見据え取り組んでいくこととします。

2 計画の位置付け・他計画との関係

(1) 法的位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法第117条第1項の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

また、2024年1月施行の共生社会の実現を推進するための認知症基本法の第13条第1項に基づいた本市の「認知症施策推進計画」を含むものとします。

(2) 他計画との関係

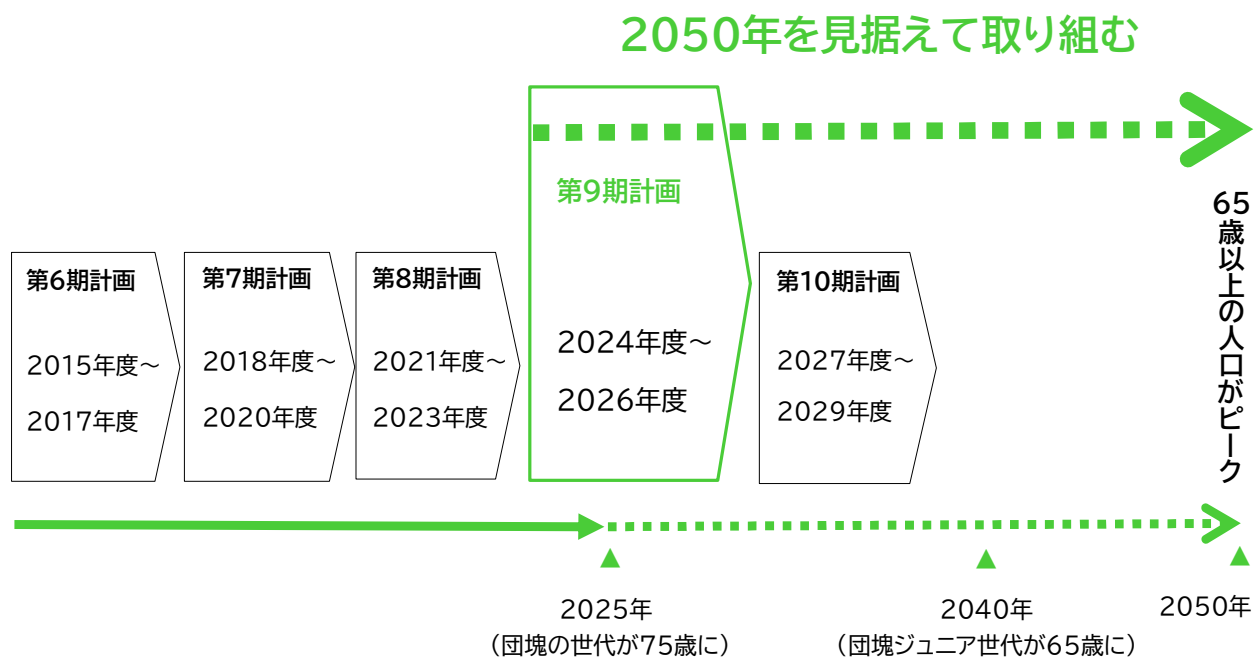
本計画は、「吹田市第4次総合計画」における高齢者施策に関わる部門別計画であり、計画の具体化に当たっては、総合計画の実施計画や各年度の予算編成に反映させていきます。

また、「吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「吹田市障がい福祉計画」、「吹田市障がい者計画」、「吹田市地域福祉計画」、「健康すいた21」など関連する市の計画、さらには「大阪府高齢者計画2024」「第8次大阪府医療計画」とも整合性を図り、策定しています。

3 計画の期間

本計画は、介護保険法により3年ごとの策定が定められています。

第9期計画は、2024年度を初年度とした2026年度までの3年間を計画期間とします。

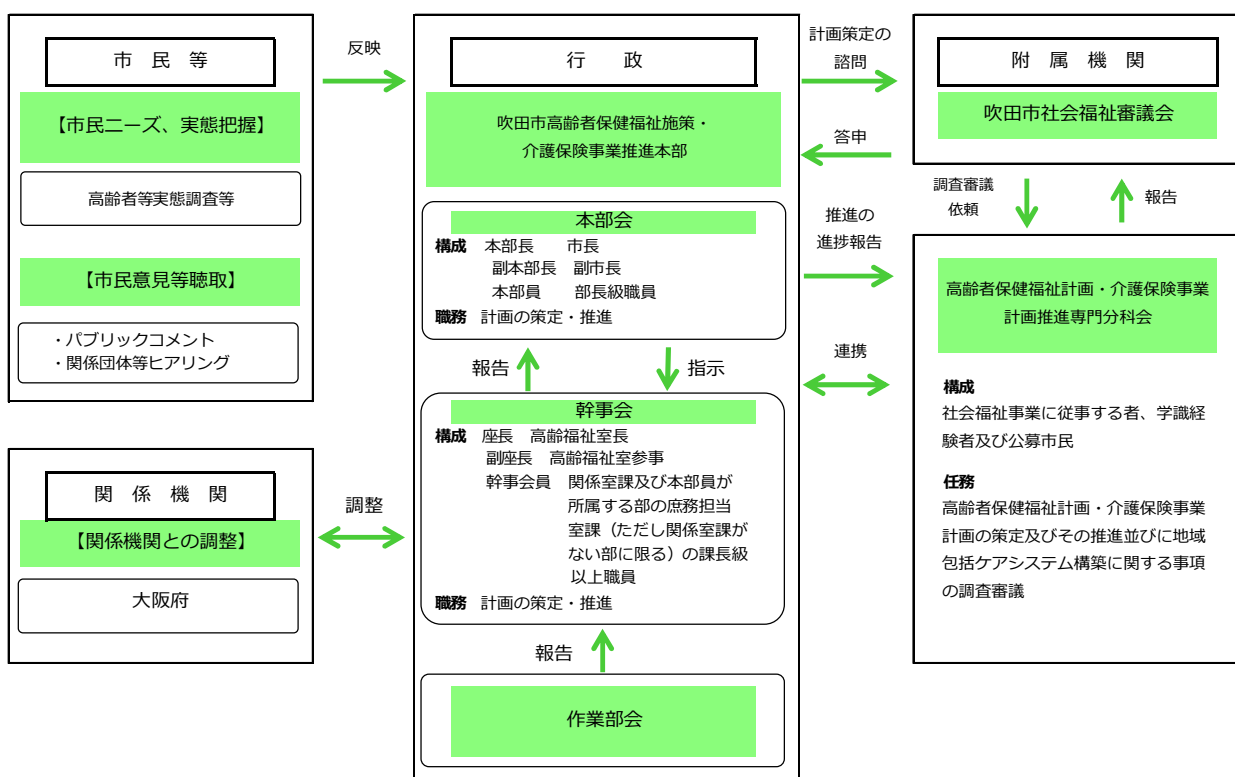


4 計画の策定方法

(1) 計画策定の機関

「吹田市社会福祉審議会」に対し、計画策定の諮問を行い、吹田市社会福祉審議会に設置した「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会」において調査審議を行いました。

庁内においては、市長をトップとし、両副市長、各関係部局の部長級職員を委員とする「高齢者保健福祉施策・介護保険事業推進本部会」、及び庁内関係室課の室課長級職員を委員とする「同幹事会」、高齢福祉室を中心に庁内関係室課の職員を委員とする「同作業部会」において審議しました。



(2) 高齢者等の生活と健康に関する調査の反映

今後の高齢者福祉サービスや健康づくりの方策の検討にあたり、高齢者の日頃の生活や介護の状況、サービスの利用意向などの実態を把握することを目的に、2022年度に65歳以上の市民を対象とした高齢者等の生活と健康に関する調査を実施し、これらの調査結果を計画策定に反映させました。

なお、本調査の結果は、別途「第9期吹田健やか年輪プラン（吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）にかかる高齢者等の生活と健康に関する調査報告書」として取りまとめています。

(3) 市民意見等の聴取

本計画の策定に当たっては、「吹田市社会福祉審議会高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会」における市民や介護保険サービス事業者の意見、高齢者等の生活と健康に関する調査（2022年度）における被保険者の意見とともに、介護保険サービス事業者への調査や市民意見聴取（パブリックコメント）を実施し、計画策定に反映させました。

5 計画の策定方法

本計画は、吹田市社会福祉審議会高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会（以下、「計画推進専門分科会」という。）及び庁内組織である吹田市高齢者保健福祉施策・介護保険事業推進本部（以下、「推進本部」という。）において、PDCAサイクルに基づき、各施策の進捗管理を行います。

(1) 目標設定(Plan)・推進(Do)

本計画における目標は、「第5章 第9期計画の施策の展開と目標の指標」において、施策ごとに本計画期間（2024-2026）における具体的な施策や目標を示します。

各施策については、推進本部において関係部局との調整や連携を図るとともに、計画推進専門分科会において市民、事業者とも連携を図りながら進めます。

(2) 進捗状況の分析・評価(Check)・改善(Action)

本計画で示した各目標について、推進本部において進捗状況を確認するとともに、計画推進専門分科会に報告し、評価を行います。

また、2025年に向けて第7期計画で策定した「地域包括ケアシステム構築のロードマップ」については、本計画期間中に最終年となる2025年を迎えることから、併せて評価を行います。

進捗状況や社会情勢に応じた対応としては、第10期（2027-2029）の計画策定に向けて、推進本部や計画推進専門分科会において対策を検討します。

(3) 進捗状況の公表

計画推進専門分科会における検討過程を公表するとともに、進捗状況についてホームページ等で公表します。

6 サービス整備圏域の考え方

2006年度の介護保険制度改正により、高齢者が住み慣れた地域でサービスが利用できるよう、第3期計画（2006-2008）から、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件を総合的に勘案して「日常生活圏域」を設定し、圏域ごとに必要なサービス見込量を定めています。

本市においては、「日常生活圏域」は施策を進める単位ととらえ「サービス整備圏域」という言葉を用いています。



7 本計画とSDGsの関係

本市では、持続可能な開発目標 SDGs（エスディージーズ）に基づいた施策展開を図っており、全 17 の目標分野のうち、本計画では、10 分野に関わる施策内容を含んでいます。

本計画と関係する SDGs のゴール(目標)

